

| | | |
|--|----|-------------|
| 協定項目番号 | 12 | 特別職の身分等の取扱い |
| <p>市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。</p> <p>また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。</p> | | |